

総社市庁舎建設基本計画策定及び基本設計業務委託公募型プロポーザル質問回答書

| No. | 該当資料名 | 項目番号等                    | 質問事項   | 回答  |
|-----|-------|--------------------------|--|---|
| 1   | 実施要領  | 4(4)注3)<br>5(1)注3)       | 「引渡し完了」とは「建物の引渡し」ではなく「設計成果物の引渡し」と考えて宜しいでしょうか。  | 貴見のとおりです。   |
| 2   | 実施要領  | 9(1)(2)                  | 参加表明書は(1)提出書類のア～カの順番で左上部ホチキス留めで宜しいでしょうか。<br>様式2について1部は押印した原本、もう一部はそのコピーを提出で宜しいでしょうか。   | 貴見のとおりですが、書類についてはクリップ留めも可とします。  |
| 3   | 実施要領  | 10(1)(2)                 | 様式7は押印した原本1部を提出すれば宜しいでしょうか。<br>また、イからエまでの書類を1組としてホチキス留めとありますが、エには共同企業体名が記載されます。エを綴じるのは正1部のみとし、副14部はイからウを綴じると考えてよろしいでしょうか。                  | 提出方法は実施要領のとおりです。<br>ただし、ご質問の内容での提出方法も問題ありません。                                   |
| 4   | 実施要領  | 10(1)<br>様式8・様式9-1・様式9-2 | 注)に「正本のみ共同企業体名を明記」とありますが、指定された四周余白の外側に明記してもよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりですが、右上の余白に明記してください。   |
| 5   | 実施要領  | 10(3)                    | イ. テーマ2の説明に検討委員会とありますが、委員の方々の人数やお立場などを御教授いただけないでしょうか。  | 検討委員会については外部及び内部職員での構成を想定しており、受託候補者特定までに決定する予定としています。                           |
| 6   | 実施要領  | 10(7)                    | 「提出書類の視覚的表現」については、国交省による「建設設計業務委託の進め方」にある「技術提案の表現」(別紙参照)によると考えて宜しいでしょうか。<br>また「文字の大きさは10.5ポイント以上」は、文書補完のためのイラスト等内の文字は対象外と考えて宜しいでしょうか。      | 貴見のとおりです。<br>技術提案の表現は、「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」(大臣官房官庁営繕部平成30年4月2日付け事務連絡)を参照ください。 |
| 7   | 実施要領  | 10(7)                    | 様式9-2はテーマ2～4全ての内容を総枚数2枚以内です。よろしいでしょうか。(各テーマ2枚×3=6枚ではないことの確認です。)  | 貴見のとおりです。   |
| 8   | 実施要領  | (別紙1)評価基準<br>技術者能力       | 各主任技術者の業務実績の評価について、P3下部注1)の「公共施設とは」や「民間施設とは」に書かれている国交省告示第98号別添二の記された各号の何れかを満たしていれば、評価点は満点と考えて宜しいでしょうか。<br>(本件の用途(庁舎)に近いほど評価が高い等がないかの確認です。) | 業務実績については、様式6の記入上の注意事項のとおりです。また、配点基準は非公表としています。                                 |
| 9   | 実施要領  | (別紙1)評価基準<br>経費見積金額      | 最低価格の設定はありますでしょうか。<br>また、配点の基準を御教授ください。<br>(最低金額は5点、最高金額は1点、その他は比率で1～5点の間で決定等)   | 最低価格の設定はありません。また、配点基準は非公表としています。  |

|    |               |                       |  |  |
|----|---------------|-----------------------|--|--|
| 10 | 総社市庁舎現建物配置参考図 |                       | 太一点鎖線で囲われた敷地西側に、車庫(公用車)自転車置場、駐車場と記されたスペースがあり、現状市庁舎用地として一体利用されているように思われますが、新庁舎建設にあたっては同様の利用が可能と考えて宜しいでしょうか。 | 太一点鎖線内で囲まれた範囲外については、現時点では利用可能の可否は決定していません。今後の基本計画において必要性を含め検討予定です。               |
| 11 | 基本構想          | 第3章                   | 敷地候補地の検討が記載されていますが、現敷地が妥当との表現で、敷地は現在地で決定されたとの理解で宜しいでしょうか。  | 基本構想の段階では有利と位置付けています。最終的な決定は基本計画において行います。  |
| 12 | 基本構想          | 第3章                   | 現敷地に建設する場合、駐車場スペースを利用して建設することとなっていますが、敷地外に仮設駐車場が確保できると考えて宜しいでしょうか。   | 敷地内外に関わらず、ある程度の駐車場スペースは必要と考えております。具体的な方策は、今回の提案等を参考に、今後基本計画及び基本設計において決定していく予定です。 |
| 13 | その他           |                       | 公図、既存庁舎図面(平面図、断面図、基礎図、構造図)、電気・給排水などインフラの資料、ボーリングデータなどがありましたらお示しいただけないでしょうか。                                | 現時点で提供できる資料は、追加資料としてホームページに追加します。  |
| 14 | その他           |                       | 本業務終了後の実施設計について発注方法が決定していれば御教授ください。また、本業務を受注した者は参加可能かもあわせて御教授ください。   | 現時点では決定しておりません。  |
| 15 | 提出様式          | 様式4-2<br>従業員数         | 従業員数は事務職員及び建築部門の職員とそれ以外の部門の職員を合算した人数を記入すれば宜しいでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |
| 16 | 提出様式          | 様式4-2<br>技術者数         | 技術者数は建築部門のみの技術者数を記入すれば宜しいでしょうか。それとも、その他の部門の技術者も合算して人数を記入すれば宜しいでしょうか。                                       | 添付資料の技術者名簿の人数を記載してください。  |
| 17 | 提出様式          | 様式4-2<br>有資格者数        | 有資格者数は建築部門のみの有資格者数を記入すれば宜しいでしょうか。それとも、その他の部門の有資格者も合算して人数を記入すれば宜しいでしょうか。                                    | 様式4-2裏面の記入上の注意事項の3に記載のある有資格者の人数を記載してください。  |
| 18 | 提出様式          | 様式4-2<br>添付資料(技術者名簿)  | 技術者名簿の技術者はプロポーザル公告日以降の最新の技術者を記載すれば宜しいでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |
| 19 | 提出様式          | 様式4-2<br>添付資料(技術者名簿)  | 技術者名簿の技術者について、有資格者の免許証の写しを添付する必要はありますか。  | 必要ありません。   |
| 20 | 提出様式          | 様式4-2<br>業務の実績(第2構成員) | 同種業務の実績ですがJVでの受注実績も含まれますか。(JVで受注、代表構成員以外で出資比率30%以上ある場合。)   | 第2構成員についてはJVでの実績も可とします。出資比率については特に問いません。   |
| 21 | 委託説明書         | 第2章                   | 調査測量業務には、基準点測量及び現地測量及び路線測量を実施するようになっておりますが、地質調査業務は別途発注と考えて良いでしょうか。   | 貴見のとおりです。  |
| 22 | その他           |                       | 実施設計及び工事監理業務については、本プロポーザルで優秀者となり、基本計画及び基本設計を実施した共同企業体と市が随意契約を締結するのでしょうか。                                   | No.14と同様です。  |

|    |       |                       |  |  |
|----|-------|-----------------------|--|--|
| 23 | その他   |                       | 実施設計については、再度、プロポーザルを実施して、受注業者を選定するのでしょうか。また、その場合は基本計画及び基本設計を受注した共同企業体は参加できるのでしょうか。 | No.14と同様です。  |
| 24 | 実施要領  | 4(4)注3)<br>5(1)注3)    | 引渡し完了とは、建物の引き渡しでなく実績設計の引渡し完了と考えればよろしいでしょうか。  | No.1と同様です。   |
| 25 | 実施要領  | 4(4)                  | 第2構成員の業務実績として、設計共同企業体の構成員で出資比率が30%以上であれば実績として認められますか。                              | No.20と同様です。  |
| 26 | 実施要領  | 8(2)                  | 質疑提出期限は7月1日ですが、参加表明書提出後質疑が発生した場合、追加質疑は可能でしょうか。                                     | 質疑提出期限は7月1日午後5時までとし、その後の質問は受け付けません。                    |
| 27 | 実施要領  | 4(4)イ                 | 業務実績において、JVにて受注したものは実績として認められますか。またその場合、出資比率についての規定はありますか。                         | No.20と同様です。  |
| 28 | 実施要領  | 4(4)イ                 | 業務実績において、独立行政法人・特殊法人が契約主である場合、注1)の用途に供する建築物であれば公共施設とみなしてよいでしょうか。                   | 公共施設の実績は国又は地方公共団体が所有している施設を該当とします。                     |
| 29 | 実施要領  | 4(4)イ                 | 業務実績において、協力事務所として受注した業務は業務実績として認められますか。  | 認められません。   |
| 30 | その他   |                       | 敷地内の既存の参考ボーリングデータがございましたら、ご提示頂けないでしょうか。  | No.13と同様です。  |
| 31 | その他   |                       | 電気、ガス、水道、下水などの現況資料がありましたら、ご提示頂けないでしょうか。  | No.13と同様です。  |
| 32 | その他   |                       | 敷地の情報(測量図、高低差など)がございましたら、ご提示頂けないでしょうか。   | 提示できるデータはありません。  |
| 33 | 実施要領  | 4(3)(4)               | 業務の履行実績について共同企業体での実績も可と考えて宜しいでしょうか。  | 代表者の要件としては、JVの場合、代表者としての実績のみ可とします。第2構成員の要件はNo.20と同様です。 |
| 34 | 実施要領  | 11                    | 審査会委員には学識経験者などは含まれるのでしょうか。含まれるのであればその専門領域を開示いただけますでしょうか。                           | 学識経験者は含まれていますが、専門領域等の開示は予定していません。                      |
| 35 | 提出様式  | 様式4-1<br>様式4-2        | 受賞歴の実績は「実施要領4(3)ア、4(4)イの実績以上」とありますが、これには「平成16年4月1日以降」の条件も含まれるでしょうか。                | 貴見のとおりです。  |
| 36 | 提出様式  | 様式4-1<br>様式4-2<br>様式6 | 注意事項に「業務の実績を証明する契約書の写し・仕様書等を添付」とありますが、仕様書等とは用途や延床面積の分かる図面の写しでも宜しいでしょうか。            | 様式4-1、様式4-2、様式6の業務の実績に記載される内容が確認できるものを添付してください。        |
| 37 | 委託説明書 | 第2章                   | 地質調査業務は含まれないと考えて宜しいでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |

|    |       |         |  |   |
|----|-------|---------|--|---|
| 38 | 基本構想  | 第3章(3)  | 「現敷地に建設(現庁舎を使用しながら)が妥当」とありますが、この場合車庫(公用車)棟は新庁舎着工前に解体撤去可能と考えても宜しいでしょうか。また総合福祉センターは新庁舎竣工後も残存すると考えて宜しいでしょうか。  | 敷地南側の車庫(公用車)は、庁舎着工前の解体撤去は可能です。また、総合福祉センターについては、保健センターと同一建物であり、基本構想においては解体も検討する必要がありますとしています。最終的な決定は、基本計画において行います。 |
| 39 | その他   |         | 当該施設の実施設業務は、特段の理由が発生しない限り本プロポーザル特定業者による随意契約を前提とされていると考えてよろしいでしょうか。   | No.14と同様です。   |
| 40 | 実施要領  | 4(3)ア   | 「国又は地方公共団体の庁舎」に警察庁舎も含まれるでしょうか。   | 含みます。   |
| 41 | 実施要領  | 9(1)(2) | 「カ その他必要な添付書類等」の提出部数は1部でよろしいでしょうか。2部提出が必要でしょうか。また業務実績を証明する書類の写しについて重複するものは省略してよろしいでしょうか。   | すべて2部提出です。  |
| 42 | 委託説明書 |         | 既存の庁舎施設に関する、改修・解体等の業務は本業務に含まれないと考えてよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。   |
| 43 | 委託説明書 | 第2章(1)  | 調査測量業務の業務仕様について、対象範囲は「配置参考図」に示される敷地及び北・東・南側道路とこれらの交差点と考え、西側道路及びこの交差点は含まないと考えてよろしいでしょうか。  | 西側道路及びこの交差点も含みます。   |
| 44 | 委託説明書 | 第2章(1)  | 調査測量業務にて、既存施設の調査は、家具備品に関する現場調査のみで、老朽化や改修・解体に関する調査は含まないと考えてよろしいでしょうか。   | 第2章調査測量業務の業務内容のとおりです。   |
| 45 | 委託説明書 | 第5章3    | 備品及びオフィスレイアウト計画の作成にて、現庁舎等の現状把握についての対象施設は、以下でよろしいでしょうか。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎 :対象</li> <li>・西庁舎 :対象</li> <li>・市保健センター:対象外</li> <li>・山手出張所 :対象</li> <li>・清音出張所 :対象</li> <li>・敷地内倉庫車庫:対象</li> <li>・敷地外車庫 :対象外</li> <li>・敷地外水防倉庫:対象外</li> </ul> | すべてを対象施設とします。   |
| 46 | 基本構想  | 第2章2(7) | 維持・管理機能等にて、駐車台数に関する想定台数の記載がありますが、工事期間中は一時的に必要な台数が確保できないことを前提としていると考えてよろしいでしょうか。  | No.12と同様です。   |
| 47 | 基本構想  | 第3章(3)  | 現敷地に建設(現庁舎を使用しながら)する場合は、現在の駐車スペースを利用して新庁舎を一度に建設するのではなく、段階的に建設・引越しを行うことを考えてもよろしいでしょうか。  | 企画提案の範疇と考えます。   |

|    |      |                |   |  |
|----|------|----------------|---|--|
| 48 | 実施要領 | 9(2)           | 2部提出の内訳は、正1部、副1部として副は正の複写でよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |
| 49 | 実施要領 | 9(1)カ          | 共同企業体協定書について、書式のご指定はございませんでしょうか。書式指定なき場合、協定書に出資比率の記載は必要でしょうか。                 | 共同企業体協定書の写しは任意様式としていますが、出資比率の記載は必要です。                      |
| 50 | 提出様式 | 様式4-1          | 従業員数及び技術者数は全社分を記載することでよろしいでしょうか。また、有資格者数はご指定の資格を複数有するものは複数計上しないものとして宜しいでしょうか。 | 貴見のとおりです。  |
| 51 | 提出様式 | 様式4-1<br>注意事項4 | 記載されている「仕様書」は業務範囲を確認する「業務委託仕様書」でしょうか。あるいは業務概要を確認する「設計概要書」等でしょうか。              | No.36と同様です。  |
| 52 | その他  |                | 建設予定地もしくは近隣での地質調査資料がございましたら、ご提示願えないでしょうか。                                     | No.13と同様です。  |
| 53 | その他  |                | 建設予定地について、敷地のCADデータ等のご提供は可能でしょうか。<br>敷地、周辺道路、隣地等の現況(既存測量資料等)のご提供は可能でしょうか。     | CADデータは提供はできません。<br>既存の測量資料は無いため、本業務において地形測量等業務を行うこととなります。 |
| 54 | その他  |                | 現地建替手順を検討する際参照するインフラの状況(敷地引き込み、及び、各棟へ引き込み等)がわかる資料のご提供は可能でしょうか。                | No.13と同様です。  |
| 55 | その他  |                | 本業務終了後の実施設計及び工事監理業務について、現時点で発注方式等のご予定が決まっていたらご教示願えないでしょうか。                    | No.14と同様です。  |